

島根県文化財保護審議会

日 時 令和5年12月25日（月）

13：30～15：30

場 所 サンラポーむらくも 祥雲の間

○事務局 開会にあたりまして、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、年末の大変お忙しい中を審議会に御出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

また、日頃から島根県の文化財行政に対しましては、格別の御支援と御協力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

本日は、お手元にございますとおり、報告事項3件、まずもって報告事項3件、多様な視点から御意見をいただきたいと思っております。それから、非公開のところ指定案件1件を御審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○会長 それでは、早速議事に移ります。

本日は、報告事項3件と審議事項があります。

まず、報告事項としまして、朝酌矢田Ⅱ遺跡の取扱いについて、事務局担当者から報告を受け、その後に質問等を受け付けたいと思います。

○事務局 資料は1ページからになります。朝酌矢田Ⅱ遺跡の取扱いについて説明いたします。

当遺跡は、松江市内に所在し、国土交通省が実施している大橋川の河川改修事業に伴い、令和2年度に島根県が発掘調査を実施した遺跡になります。遺跡の場所は、2ページの上段の図にありますように、大橋川の北岸にあたり、赤い枠線で、破線や文字で示した奈良時代の、枉北道（おうほくどう）の推定ライン上となり、「出雲国風土記」記載の朝酌渡と考えられる重要遺構が発見されております。発見された遺構は、2ページの下段の写真のように、スロープ状に一面に石が敷かれており、船の陸揚げ場などの可能性が考えられています。この発見された、石が敷かれた遺構は、出土品などから7世紀後半から8世紀と考えられており、その発見された位置から「出雲国風土記」に記載されている朝酌渡と推定しております。

島根県としては、「出雲国風土記」記載の施設等につきましては、これまでその多くを文化財として保護を図ってきておりますので、重要遺跡として認識し、令和2年12月に調

査成果を公開した後、調査を一旦中断し、埋め戻して、国土交通省に対して遺跡の取扱いについては別途協議を行いたい旨を、令和3年2月19日付け文書で通知しているところです。その後、国土交通省と保存方法等を検討する上で、必要な情報の収集及び意見交換を断続的に実施していたところですが、令和5年7月25日に実施しました協議において、保存方法の検討に必要な情報がそろった旨の報告を受けており、その後、今後の協議の進め方等の調整を図って現在に至っております。

ここで、改めて、朝酌矢田Ⅱ遺跡の概要と評価について整理しますと、2ページ上段の図のように、当遺跡の位置する地点は、下のほうに青色の破線で東西方向に示している古代山陰道の推定路から、赤い四角で示した出雲国府から北に曲がる枉北道の推定ルート上に位置しております。4ページに「出雲国風土記」記載事項を載せておりますが、「出雲国風土記」の枉北道の記載では、この地点に出雲国府北側の十字のちまたから北に折れて隠岐国に向かう官設の渡し場である朝酌渡があることが記載されており、また、朝酌渡の記載では、その広さや渡し船が1艘あることを知ることができます。令和2年度の発掘調査で確認された人工の石を敷いた遺構は、船の陸揚げ場などであり、朝酌渡であると推定され、このことで「出雲国風土記」記載の出雲国府から隠岐国に至る枉北道の渡河地点、渡る場所が判明したことで、古代道のルートが明らかになっております。このことは、「出雲国風土記」に記載された古代役所や寺院などと照合できる事例として重要と評価できます。

また、発見された石敷遺構の時期は、7世紀後半から8世紀のものであり、全体的な規模につきましては、5ページの図で下のほうに赤枠で示した範囲が想定されますが、今のところ、このC区というオレンジ色に塗った調査区以外はまだ調査をしておりませんで、全体の規模は分かりませんが、現状でも幅11メートル、長さ25メートルの大規模な施設になっております。このような施設で、官営の渡し場、当時の古代国家が造った渡し場としての遺構の発見は、全国で初めての例でありまして、その文化財的な価値は高く、重要と評価されます。

今後の対応としましては、このような非常に重要な遺構であることから、その取扱いについて、島根県としては、現地で現状保存がなされるように、国土交通省に対して協議文書を今後発出した上で、具体的に保存方法に係る協議等を進めていきたいと考えております。

なお、現段階での河川改修計画ですが、資料3ページの写真に青色の破線で示しており

ますように、当該遺跡のある場所は、川幅を広げる、拡幅する工事が計画されている場所となっております。最終的には、保存方法に対する方向性を決定していくこととなりますが、その過程の中で、今後、文化財保護審議会で説明させていただき、御意見をいただきたいと思っていますところでは。

○会長 ただいま説明のありました朝酌矢田Ⅱ遺跡の取扱いについて、御質問ございましたら、挙手をお願いいたします。

○委員 史跡担当の委員ということで、発言させていただきます。

今、御説明があったように、非常に歴史的に重要な価値を持った遺構が出てきたなということで、古代出雲歴史博物館にもジオラマ展示がしてありますが、この近くには市場もあって、南北の流通と、それから大橋川の東西の水運が交わるような、流通の重要地点でもあって、実際にこういう、「出雲国風土記」にそういったことが書かれている状況が、発掘によって出てきたということは、本当に重要な成果だと思います。

今回、このように事務局で慎重な取扱いを進めていただいているという報告を受けまして、できるだけのことをやっていただければと思います。以上です。

○会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

○委員 専門外ですが、教えていただきたいことがあります。先ほどの御説明だと、国交省と正式な協議を実施し、保存方法に対する方向性を協議するということなのですが、差し支えのない範囲で結構なので、方向性というのはどういう方向性なのでしょうか。

○事務局 もともと記録保存のための発掘調査として着手しておりますが、教育委員会としては現状保存という立場で協議していきます。最終的な方向性というのは、現状保存で今後保護を図っていくのか、そのまま記録保存にするのか、その辺の方向性を協議していくということになると思います。

○委員 地理関係は、よく分からないですけど、河川改修をして、護岸線が青の線のところまで行くとしたら、この写真だと現在の計画では護岸線が右側まで行くので、（朝酌矢田Ⅱ遺跡は）なくなるということなんですよ。現在の計画どおりでいってしまうと、ここは完全になくなるということなんですよ。

○事務局 おっしゃるとおり、ここまで拡幅するということになっております。この大橋川の改修というのは、もともとは非常に大規模なプロジェクトの治水事業がかなり昔から進められていまして、その一環として行われているものです。実際、宍道湖に注ぐ斐伊川、日本海へ注ぐ神戸川といった大きい河川がありますが、その上流にダムを造ったりとか、

大雨時に斐伊川に流れる水量を逃がすための放水路を造ったりとか、そういった非常に大きい事業の中に位置づけられている中で、大橋川を拡幅するという計画と伺っております。全体計画も含めた中で、国土交通省と協議をしていくことになると思っております。

○委員 今後のことですが、旧海軍大社基地のこともありますので、県の文化財課としては現状保存でと、もう一方の方法として記録保存でと、方向性がどっちの方向性、例えば現状保存でなくなった場合について、この審議会でもしかるべき御報告をいただいて、いや、それは困るという意見を言える機会はあるのでしょうか。

○事務局 そういったことも随時御報告をする予定です。まずは、こういった重要遺構の取扱いを始めますということで、今回、今後いろいろと御意見いただくということで、御報告をしたところです。

○委員 半分確認になるのですが、河川改修後の護岸線まで本当は河川を広げたいけれども、もし残すとなれば、ここが突出して川に張り出したような形で残るといような見方でよろしいのでしょうか。出てきたものは、これは何になるのですか。船ががっと上がるような、砂浜みたいなどころになるのか、船が乗りつける栈橋のようなものなのか、建物跡が出ているのかとか、もし、現状で分かることがあれば教えてください。川の水面よりも深いところにあるのかと思うので、これが一体何なのかが分からないのですが、もし分かれば教えてください。

○事務局 今のところは、人工的に石を敷いた施設ということで、船着場とか、船を揚げておく場所とか、そういったことが想定されております。実際、残すとなれば、どういふふうになるかは今後の協議によりますが、例えば委員がおっしゃるように、ここは突出して残る部分になるのか、それ以外の方法があるのか、そういったことも含めて、今後協議を進めていくということになると思っております。

○委員 もう一つ、護岸線がこっちまで入ってくるということは、結構立ち退きの家みたいなものも多くなるのかなと思うのですが、そちらの方はオーケーなのですか。その辺は問題ないのでしょうか。

○事務局 下の写真を見ていただきますと分かりますように、川岸の近くですので、基本的にその北側というか、奥に道路があって、山沿いに家屋が建っております。事業の細かいところは把握しておりませんが、もちろんこの道路の付け替えなどがありますので、そういった部分で移転されたと聞いておりまして、既に移転済みのところもあります。

○委員 なかなか大きな土木事業ですね。分かりました。

○会長 よろしいでしょうか。

まだまだこれからということですが、遺跡として把握できる範囲が北側はもうちょっと広がっていたら、結構大変なことになるかなという感じがしております。その辺も頑張っていて、やっていただければと思います。

○委員 今のことにに関して、これはこの遺跡に限ったことではないですが、遺跡の保存問題が絡むようになった場合、あるいはそれをどのように調査をしていくかという問題に関して、我々委員が実際の現場を見ていないわけですね。これでは委員として責任を持った発言ができない状況です。皆さん揃うというのはなかなか難しいことだろうとは思いますが、事務局側から見学会の提案ですとか、そういうものを設けていただき、そして、各委員が、実際目で見た遺跡、その遺跡の価値というものを現場でぜひ御担当の方に説明をしていただいた上で、この遺跡の今後を考えていく拠り所にさせていただきたいでしょうか。それが必要なんじゃないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 確かに遺跡というのは現地、土地についているものですので、実際その場所で、どういう環境で、どういった施設が造られたのかというのが、おっしゃるように非常に重要だと思いますので、そういった現地を確認するといったところも、今後、事務局のほうで考えていきたいと思っています。

○会長 ほかによろしいですか。

それでは、次の報告に進みたいと思います。

報告事項2、県指定無形民俗文化財「神原神社の獅子舞」の構成員変更について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 報告事項2、島根県指定無形民俗文化財「神原神社の獅子舞」の構成員の変更について説明します。資料では、6ページから8ページです。

島根県では、県指定の無形民俗文化財、例えば神楽ですとか芸能につきましては、その担い手である構成員の方に変更、追加がある場合に、専門委員の方に実際に御覧いただき、必要な技量を持っておられるかどうかの確認をした上で、構成員証明書を交付するというやり方を取っております。今回、神原神社の獅子舞につきまして、構成員の追加をしたいという届けがありましたので、確認を行いました。

神原神社の獅子舞は、雲南市加茂町の神原に江戸時代から伝わっている獅子舞で、伊勢の大神楽の流れをくんだものとされています。現在は、毎年11月3日に神原神社に奉納されています。

昭和63年に県の指定となり、その際には、構成員が10名でした。また、平成21年になりまして、今回と同じように構成員の変更の届けがあり、構成員が9名という形になりました。お亡くなりになった方とか、あるいは追加された方含めて9名という形で現在に至っております。

今回、3名の方を新たに追加したいという届けがございましたので、この11月3日に委員に現地にお越しいただいて、御確認いただいたところです。その報告につきましては、資料の7ページ、8ページに掲載をしておりますが、この3名の方とも必要な経験と技量を持っておられるということで、構成員に追加したいと考えています。

○会長 そうしますと、調査に当たられた委員から、専門的な御意見等をお願いしたいと思えます。

○委員 神原神社の獅子舞の構成員の追加について、今、事務局から御報告ありましてとおり、11月3日に現地に行きまして上演を拝見いたしました。報告書にも書きましたが、神社の拝殿なんかには獅子舞の写真が飾ってありまして、いわゆる伊勢の大神楽的な芸能かなと思わせるようなビジュアルだったのですが、実際に拝見すると、芸能の内容はかなり地域的なもの、独自性がある芸能になっております。この報告に載せた2枚の写真は、伊勢の大神楽と一番違う部分ですね。梅の木という作り物に絡むところと、いわゆる歌舞伎風の三番叟と獅子が絡むという、伊勢の大神楽と違う部分の場面を載せております。そういう意味でいうと、もともとの獅子舞としては伊勢の大神楽の系統なんですけど、非常に地域的特色がある獅子舞なわけです。今回関わっている3人というのは、3年以上御経験があるので、大体2時間弱ぐらいずっと連続で演目を上演するのですが、それに自然に演者として加わっていきまして、獅子舞の地域的特色が分かるような形できちんと上演されていたということを考えると、この獅子舞をやっていくのに十分だと判断いたしました。

また、この獅子舞では、まだ次に、何年後になるか分かりませんが、追加を目指している方が2、3人いらっしゃるんですけど、そういう意味でも地域で伝えていくことに対して積極性が感じられて、頼もしいという印象を持ちました。

○会長 ありがとうございます。

ただいま報告のあったことについて、御質問ございましたら、挙手をお願いいたします。特にないようですので、次の報告に進みます。

報告事項3、旧海軍大社基地関連施設群について、事務局説明をお願いいたします。

○事務局 続きまして、報告事項3、旧海軍大社基地関連施設群につきまして、前回、第

2回審議会での委員の皆様からの御意見を踏まえまして、論点を4つに整理し、事務局、島根県としての考え方をまとめましたので、御説明をいたします。

まず、論点1として、文化財、文化財保護に対する考え方でございます。委員の方からは、県が文化財や文化財保護についてどう考えているのか説明してほしいという御意見をいただいたところでございます。

島根県では、令和2年度末に、島根県の文化財を県民みんなで未来へつなぎ、地域に生かしていくための基本的な方向性というものを示した島根県文化財保存活用大綱を策定しております。その中でも記載しておりますが、島根県にこれまで守り伝えられてきた有形、無形の文化財は、地域の自然環境や歴史的背景、人々の生活との関わりの中で生み出された県民共有の貴重な財産であり、確実に次世代に継承し、文化財による地域おこしを積極的に進めていく必要があるとされており、そのように考えております。こうした考えに基づきまして、県としましては、これまで重要な文化財について県指定等を行って、保存、継承をしてきております。

実際に、史跡で申しますと、国指定史跡の出雲国府跡や山代二子塚古墳、県指定では、山代郷南新造院跡において重要遺構が発見されたため、県と市町村で連携して、所有者と調整し、現地保存の同意を得て、指定を行うなど、保護を図ってきております。さらに、こちらの史跡では、通常行いませんが、県が当該地を買い上げ、現在も維持管理を行ってきております。一方で、文化財とされるものは県内に数多くありまして、それら全てを保存継承していくことが望ましいのではあります。残念ながら、人材や予算等の制約がある中では、全てを指定等により保護していくことは不可能でございます。このため、県内にある文化財の全体像を把握し、県として何を優先して残していくべきか、これまで説明してまいりました価値判断基準に相当するかと思いますけれども、こうしたものを見極めていく必要があります。このことは、文化財の専門家や指定等を行う行政のみならず、文化財の所有者や地域住民、さらには県民の皆様にも御理解いただけるものでなければならないと考えているところでございます。古代から近世のものにつきましては、これまで国や県等による学術調査や指定等の積み重ねがございまして、一方、近代につきましては、前回御説明しましたとおり、埋蔵文化財として取り扱う範囲を定めたほか、近代化遺産、建造物の調査を実施したのみでございました。中でも、特に第二次世界大戦期の国や都道府県の史跡指定の実績は、現在でも全国的に数例と非常に少ない状況でございます。これまでこうした状況を、価値判断基準が明確になっていないと御説明してきているところでござ

います。また、前回の繰り返しになりますが、特に今回のように土地に関わる史跡の指定につきましては、個人の財産である土地について、原則現状変更ができないなどの厳しい規制をかけることになるため、指定を行う県としましては、指定することの重大性を考慮し、価値判断基準が明確になっていない状況で史跡指定を行うということは適切ではないというふうに考えております。今回の、このことにつきましても、こうした考え方で進めているということでございます。

続きまして、次の10ページに行きまして、論点2、文化財保護審議会の役割（あり方）についてでございます。委員の方からは、文化財保護審議会のあり方や存在意義を問うもの、また、今後、旧海軍大社基地関連施設群の問題に関して、審議会の関わり方について議論したいという御意見をいただいております。事務局としましては、審議会の役割というところを含めた形で御説明をさせていただければと思っております。

県としての考え方としましては、島根県文化財保護審議会はその条例に基づきまして、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査・審議し、及びこれらの事項に関して、教育委員会に建議する諮問機関と考えておりますので、県が文化財的価値を確認し、さらに所有者の同意等の条件が整った文化財について、県から審議会のほうに諮問し、専門的見地から調査・審議いただき、その結果、答申を受けるものと考えております。

なお、次の表に載せておりますが、文化財の指定を行う場合に必要となる要素として、その文化財の文化財的価値、また、その他の要件として所有者の同意、さらに史跡や建造物、無形民俗文化財等においては、保存や活用の実際の担い手となることもあり得る地域住民の理解が上げられると考えております。このうち文化財的価値の評価につきましては、専門的知見を持ち、造詣の深い審議会委員の皆様をお願いすべきところであると考えております。一方、行政は、価値の評価、価値づけなども行いますが、それに加えて文化財の指定を行う立場として、所有者の同意や地域住民の理解について責任を持って確認、調整を行うべきものと考えております。

このように、それぞれの役割があると考えておりますが、ただ、審議会の方は指定をする際の諮問機関という役割だけを担うのかといいますと、そうではないと思っております。文化財は、指定等をしてしまえば終わりということではなく、その後の維持管理が重要になってきます。こうした中で、審議会の委員の皆様には、現状変更の許可等の際であったり修理等を行ったりする際に、文化財が滅失の危機を迎えたり価値を損なったりすること

のないよう、専門的見地から技術的助言や御指導をいただきたいと考えております。

本日も、これまで御報告したとおり、重要と思われる事項については報告事項として審議会に状況を御報告し、御意見をいただいたところであり、今後もそうしていきたいと思っております。

また、昨年度から実施しております近代遺跡調査では、近代遺跡調査指導委員会に、審議会から2名の委員に御参加いただいているところです。委員会における議論など、調査の状況は審議会に報告し、委員の皆様から御意見をいただく予定でございますし、審議会でもいただいた御意見は、調査指導委員会に報告し、御意見を基に委員会においてさらに議論を深めていただく考えでおります。

さらに、今回の旧海軍大社基地関連施設群につきましては、地質調査の結果を踏まえ、我々が検討しております記録保存の内容やその方法等について、専門家である委員の皆様の見解や御経験、他県等での事例などを御教示いただきまして、どういった内容、どういったやり方が適切か、指導・御助言いただければと考えているところでございます。

続きまして、論点3、主滑走路跡地（県有地部分）の現地保存についてでございます。委員の方からは、2年前の判断に固執すべきではないとか、基準がないから指定しない、指定ができないから現地保存しないというのはおかしいといった御意見、また、指定しなくても遺構が保存されるような設計になるよう働きかけるべきではないか、具体的にどの部分を、何をどう残していくのかを、今後議論すべきではないかというような御意見がございました。

主滑走路跡地につきましては、県として、令和3年度に価値判断基準が明確でないなどの理由により、文化財保護法上の指定・保存の措置は取らないと判断しており、このことは前回の審議会で御説明をしたところでございます。また、児童相談所の担当部局におきましては、教育委員会の令和3年度の判断及び他の移転候補地についても検討された結果、必要面積や費用面等からほかに適地がなく、現出雲児童相談所の男女混合処遇や施設が狭隘という状況を早急に改善する必要があるとの考えから、令和5年2月の定例県議会において説明し、関連する予算の議決を受けたところであり、移転計画の再検討を行う考えはないとの考えを示されております。

なお、主滑走路跡地の県有地部分の今後の取扱いにつきましては、前回の審議会において、出雲児童相談所移転工事に向けた地質調査の結果を踏まえ、コンクリート舗装の残存が確認された場合には、担当部局と協議しながら、児童生徒や地域の方々の平和学習での

活用に向けて、記録保存のための調査など対応を検討すると説明をさせていただきました。

この地質調査につきましては、先々週からボーリング調査が開始されたところでございまして、来年3月には報告書がまとめられることとなっております。先日行われた第1回目のボーリング調査には、事務局から職員が立ち会いまして、建設当時のコンクリートと思われるものを目視で確認しております。県としましては、この建設当時のコンクリートと思われるものが、全面に残っているということを前提に、少なくとも記録保存のための調査を実施する考えでおりますが、今後、ボーリング調査の正式な結果がまとめられ、実施設計に取りかかられるということから、前回の審議会での委員の皆様のお意見を踏まえて、平和学習での活用等のため、そのほかに何かできることはないか、担当部局と協議を進めてまいりたいと考えております。協議の状況につきましては、今後、審議会においてもお知らせする考えでおります。

最後に論点4としております、主滑走路跡地の埋蔵文化財としての取扱いです。これにつきましては、埋蔵文化財の対象でないことについての疑問など、意見をいただいております。

まず、埋蔵文化財については、文化財保護法の第92条にありますように、土地に埋蔵されている文化財とされております。基本的に、どのような時代のものがどのような規模で、どのような状態で存在しているのか、分からない状態であるものと考えられております。一方で、主滑走路跡地は、地上の建造物、土木構築物であることから、埋蔵文化財として扱うことはできないと考えております。

なお、過去に記録保存目的の発掘調査を行った戦跡、戦争遺跡があるとの御指摘もありました。御指摘のあった隠岐の島町の大床遺跡などの防空監視哨の跡は、土地に埋蔵されていることから、過去に埋蔵文化財として扱っておるところです。

○会長 事務局から報告を受けましたが、御意見、御質問ございましたら、挙手をお願いいたします。

○委員 御説明ありがとうございました。ちょっと絞ってお伺いしたいのですけれども、1点目が、ボーリングで舗装面が見つかったということで、地面から何センチぐらい下から見つかったかということ、それから、2点目として、個人的にはこれだけ反対運動があった中で、わざわざあそこに場所を選んで造るということに憤りはありますが、もう決定事項だと前回も（説明が）あって、これから実施設計を進めていくってということで、できるだけ舗装面を壊さない形での設計をやっていただきたいです。盛土をして、プレハブ

工法的なものにするとか、あるいは最小限度のパイルを打ち込んで、その部分だけが破壊されるという。それ以外の場所は破壊されずに保存される。建物の範囲全部が壊されるのではなくて、できるだけ破壊を食い止めるというふうな、そういう実施設計を教育委員会のほうからも開発部局に働きかけていただきたいと思います。先ほどの矢田の朝酌渡と同じような姿勢でやっていただきたいと思います。

それから、3点目としては、発掘調査は、できるだけのことを尽くしていただいて、専門家の意見も聞きながらやっていただけるということで御説明があったと思いますので、できるだけの調査を尽くして、現地説明会とか、そういった形でも市民にその価値を周知していただければと思います。

あとは、埋蔵文化財、今回の案件に関しては、土の中に埋もれていて、地下の状況がはっきり分かってない状況ということなので、埋蔵文化財ではないというのも何か違うのかなという気もしました。

○事務局 まず、1点目ですが、ボーリング調査で、まだ正式な報告書は3月中旬ぐらいと聞いておりますが、現状で確認した状況では、コンクリートと思われるものは、地下、大体、4、50センチぐらいで確認しています。最終的には、正式な報告を待つということになると思います。

もう一つが、実施設計の中でということですが、ボーリング調査の結果を踏まえた上で、今後、実施設計等行われますので、その中で我々がどういったことが可能かというのは相談しながらと思っています。今後、記録保存の調査ということで、できる限りということだったと思うのですが、出雲市が既に西側の主滑走路跡の開発に伴いまして、調査をされていますし、出雲市では総合調査も行われますので、市の情報も共有しながら、専門家の皆さんの意見も伺いながら、記録保存の調査をできればとは思っております。もちろん、発掘調査では調査成果の公表というか、現地説明会をしておりますので、その辺も担当部局と相談しながら、今後検討していきたいと思っております。

○委員 とにかく、この遺跡のためにできるだけのことを、最善を尽くしていただきたいと思いますということをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長 ほかに御意見、御質問はありますか。

○委員 まずは、前回の意見を取りまとめていただきまして、事務局の方には厚く御礼申し上げます。ただ、これを全体的に見させていただきますと、まず、論点1に関しては、島根県の考え方を今読ませていただき、さらに、拝聴させていただきましたけれども、要

は、問題は価値判断基準というものが明確でないというのが、これが一番の問題だと思いましたが。これが明確に示されていないからこそ様々な解釈というものが出てきている。これに対し、明確な判断基準を設けるとというのが、県の行政としてのお仕事なのではないのかなと思います。それに関して、私は、前回、平成26年に改正された県の資料に関して、近代遺跡、特に軍事に関する遺構の取扱いについても明記されているので、それに対しての意見を求めたのでありますが、これに対しての回答は、残念ながらここでは示されていないということでございます。

そして最後の、価値判断基準が明確になっていない状況で、史跡指定を行うことが適切でないという説明ですが、これも先ほどのことに結びつくことでありますけれども、ないから、明確になっていないからこれを行わないという議論は、いささか矛盾するところがあるのではないかなと思います。さらに、今までの議論が史跡指定ありきということで動いていたのではないかなと思いますけれども、私がまず要求したかったのは、史跡指定ありきではなく、まずはしっかりした学術調査をすべきであるということでした。この点は、多くの委員からもそのような意見が出されていたと私は認識しております。それがなされていないということでもあります。

そして、論点2の文化財保護審議会の役割（あり方）に対してでありますけれども、明確に条例にうたわれているように、我々の審議会は、あくまで諮問機関であり、教育委員会から示されたものについて諮問せよということでありまして、こちらから意見を言うのはいかなるものかというふうにも聞こえるような回答の仕方でありました。これに関しては、今、丁寧に説明をいただきましたので、そうではないというふうには思いたい訳でありますけれども、最後に、記録保存調査の内容に対してだけ指導・助言いただくというふうなことになりますと、諮問機関という我々の審議会が、取りあえずはこの案件に対し、お墨つきを与える役割のみを担わされたのかなというふうに曲解したくもなります。

そして、3番目の論点でありますけれども、出雲の児童相談所、この早期移転、は非常に重要な点だと私も思っておりますし、ここに集いし委員の方々もみんな、これはいち早く改善しなければならない問題だと思われていると思います。ただ、前回、いつこれが、ここに設けられるようになったのかという詳しい説明を聞かせてほしいという意見も出たと思うのです。この問題に対して、このプロセスというものがまだ説明されていない。これに関しては、Aという候補はありました。でも、こういう問題がありました。Bという候補地を設けました。だけれども、やはりBもこういう問題がありましたというのを、い

つ、どんなメンバーで、どのような話し合いが行われたのかを明確にご説明いただきましたかった訳です。その上で決定されたことであるならば、これはもう致し方ないことじゃないですか。ただ、そのプロセスが見えてこなかったのも、他の委員も私も、ここに対して疑問を提示させていただいたということでもあります。

そして、最後の論点4の、この埋蔵文化財に対する考え方、これは法律をそのまましゃくし定規に捉えればそうだろうと思います。ただ、これだけ世界で戦闘が行われている今、戦争というものを絶対にしてはいけないんだということ、それを平和教育という観点からもきちっと実物で示してくれる人工物、土木構築物を文化遺産として捉えるという考え方のできるのではないかなと私は思っています。これを埋蔵文化財として扱うことができないということであるならば、例えば古墳のように、まずは、これを土木構築物（文化遺産）として扱うという考え方はないのかをお聞きしたいと思います。以上です。

○事務局 まずは、論点1の件ですが、学術調査をすべきというのは以前から御指摘がありますが、これにつきましては、一度御説明しましたように、そういった保護措置を取るような方向性で学術調査を行うのは、基本的に市町村さんが実施しているということで、県としては実施しませんと、いろいろな要望の中でも回答してきているところです。

その中で、実際、学術調査という意味では、出雲市のほうで、来年度から総合調査をして、旧海軍大社基地施設群については今後考えていくということです。外部の調査指導委員会も、今年度立ち上げておられますので、そういった中で、県のほうでは技術的な助言指導といった形で委員会にも関わりながら、協力できるところは協力していくという方向で今は考えております。

次に論点2について御説明いたします。

繰り返しになりますけれども、県としましては、基本的には文化財保護審議会は諮問機関であると考えておりますが、文化財は指定等をしてしまえば終わりということではございませんので、その後の維持管理が重要になるということから、審議委員の皆様には様々な場面で文化財が滅失の危機を迎えたり、価値を損なったりすることがないように、技術的な助言や御指導をいただきたいと思っております。一方で、文化財の指定を行う際には、文化財の文化財的価値、またその他の要件等もございまして、所有者の同意や、さらに史跡や建造物、無形民俗文化財等におきましては、地域住民の方々の理解というものが必須であると考えております。審議委員の皆様には、文化財的価値の評価などについて、専門的知見などをお持ちでございますので、そういうところはしっかりお願いをすべきところ

であると考えております。一方で、行政としましては、文化財の指定を行う立場として、所有者の同意や地域住民の理解について、責任を持って確認調整を行うという役割の分担があるのではないかと考えております。関連施設群のことにつきましては、記録保存の内容のみについて御意見を伺いたいというわけではございません。論点3の部分でも申し上げましたとおり、ボーリング調査の結果を、地質調査の結果を踏まえまして、今後、実施設計などが進められると思いますので、平和学習での活用のため、何かできることはないか、担当部局と協議を進めていきますので、その結果など、協議の状況を必要に応じて御説明をしていきたいと考えております。その中で、御意見やいろんな御教授をいただければと考えているところでございます。

それから、論点3の児童相談所の選定されてきたプロセスでございますが、前回の審議会でもご説明いたしましたけれども、令和3年9月のところで、我々の事務局、教育委員会には担当部局から照会がありまして、こちらについて要望の出ている土地であるということとは説明し、ただ、一方で、文化財保護法上の指定等を行う土地ではないということで回答をしたところでございます。その後、担当部局のほうで、そのほかの候補地があり、検討されたということでございますが、その必要面積や費用面等から、他に適地がなかったということで、当該地を移転候補地にしたと聞いているところでございます。

○事務局 論点1で御指摘があった平成26年の判断基準の件と論点4、まとめてお答えします。

委員から御意見をいただきましたものは、平成13年に島根県教育委員会が策定した、「開発事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いに係る判断基準」のことだと思います。これは、いわゆる史跡とかそういった文化財の指定等を考える上での価値判断基準とは別のものです。この取扱いに係る判断基準は、対象は埋蔵文化財になります。開発に際して、そこに埋蔵文化財があるときに、こういったものを記録保存のための発掘調査の対象とするかという行政的な判断基準になります。いろいろ判断基準という言葉が出てきておりますので、価値判断基準とごっちゃになるといけないと思って説明しております。

これにつきましては、全国的に、基本的に中世より以前の埋蔵文化財については、開発があったときには記録保存の調査の対象ということになります。近世と近代については、それぞれ地域にとって重要なものとか、特に重要なものといったように、全ての埋蔵文化財が開発のときに発掘調査の対象になるわけではないということになっています。それでは、こういったものを記録保存の発掘調査の対象とするかというところをこの判断基準で

選択するという事になっておりまして、具体的に示したものを平成26年に見直したということになります。ちなみに、価値判断基準というものは、どういったものを指定等により保護していくかというものを考える上で、先ほども説明があったと思いますが、基本的には全体像をまず把握して、県として何を優先していくべきかといったことを考えていく上での目安となるものです。古代から近世の、例えば史跡でしたら、どういったものを保護の対象としていくかというのは全国的にも事例がありますし、遺跡の歴史的な評価をする上での研究も進んでいます。島根県内についてもそういった事例が幾つか累積、蓄積があるということで、ある意味価値判断できるというところはあるのですが、残念ながら、近現代遺跡は、第二次世界大戦期のものについては国の史跡指定は限られる。都道府県史跡指定にしても、近年、福岡県で1件だけというように、まだまだこれから蓄積していかないといけない部分があります。

ただ、島根県としてもそれではいけないということで、昨年度から近代遺跡の調査をして、まず県内にどういった近代遺跡があるのか、というところから始めて、それらについて、まずは相対的に歴史的な価値付けをやっていこうということで調査指導委員会を立ち上げて、指導を受けながら進めているところです。

また、論点4については、埋蔵文化財ではないと考えておりますが、もちろん、委員から御指摘のあったように広い意味で文化財でございます。だから、そういう意味では文化遺産といってもいいと思います。もちろん埋蔵文化財ではないですが、そういった御指摘は全然否定するものではございません。

○会長 ちょっと時間が押しておりますけれども、重要なことですので続けます。

○委員 時間がないと思いますので、であればこそ、余計、県側がしっかりとした明確な価値判断基準をいち早くお示しいただくよう努力していただければと思います。

○委員 端的に申し上げます。先ほどおっしゃられましたことに、まず全面的に同じ意見です。同じようなことをお尋ねしようと思っていたり、疑問に思っていました。それ以外で、私のほうで感じましたことを幾つか申し上げます。

まず、今日の配られました公開とされているほうの資料の論点整理の仕方ですけれども、県の考え方は、また繰り返し述べられているのですけれども、私たち文化財保護審議会委員が前回様々に出しましたことについては口頭で説明されただけで、この資料には載っていない、それは一体どういうことか。まず、これは事務的な資料作成において大変大きな偏りを感じます。普通、論点整理という項目を上げてありますよね、項目、今回4つ上げ

てありますけど、その項目について、それぞれ、例えば審議会委員の中からの意見、それから県の考え、それを並べて書くのが当然ではないでしょうか。まず、それが非常に資料作成において見づらいものとなっています。もちろん、議事録をたどればそれは分かるではないかというふうに反論が来そうですけども、議事録をわざわざたどって、それだけ読む人がいるのでしょうかということです。それがまず1つです。

それと関連しますけれども、そうすると、一体、私たちは今日何をここで話すのかということです。報告事項に入れられていますので、そもそもこれは審議事項ではないということです。さんざんこれまで、何回もこの審議会、前の会長のときからでもですけども、これを審議事項として取り上げてくれというのを何度も言ってきました。それが一度も取り上げられたことがない。この点がまさにアジェンダセッティング、議題設定を誰が行うのかという点において、私たち保護審議会の委員の意見は一切取り上げられず、事務局主導でこれまでずっとなされてきたという点。これが2点目の大きな問題です。

それとまた絡みますけど、3点目です。文化財保護審議会は諮問機関であるので、諮問されたことをまずはきちんと検討する。それは当たり前のことです。しかし、そもそも諮問されないこと、しかし、とても重要なこと、その諮問から漏れていることを、今、私たちが取り上げなければ、それは文化財のまさに滅失の状況に陥るのではないかということ、大社基地に関しては様々な研究団体からも要望書が出たり、質問書が出たり、それから私たちの委員の中からも意見がいろいろ出てきました。そういったことが無視されてきているというのが、今日に至っていると思います。もう私たちの任期は、来年の1月まででしたね。

それから、論点に関しまして、したがって私たち保護審議会は、何を保護すべきかということについて諮問されなくても、このことは重要であるということを使うべき、そういう役割を私たちは持たなければ、文化財保護審議会の役割を十分果たせないのではないかというようなことを前も言いましたが、今日も申し上げたいと思います。

それから、それと関連しますけど、事務局から、指定をしてしまえばそれで私たち審議会の役目は終わりだとは思っていませんということで、指定後もいろいろ御指導くださいとおっしゃいましたが、指定の前から、他県あるいは市町村でどのような取組があるのか、どういう苦労を重ねて価値判断基準などをつくろうとしてきたかとか、そういった情報を事務局は当然集めてしかるべきではないでしょうか。ほかの県の文化財保護審議会の例でいいますと、事務局がそういったことを集めて、審議会では何ができるかっていうのを

検討した、そういう経験を私は持っています。

ということで、最後にもう一回言いますが、他の委員さんもおっしゃられましたように、価値判断基準というのがない、だから、動けないということだったら、いつまでも動けないと思います。価値判断基準をぜひつくってください。そうじゃないと島根県の大事な文化財が守られなくなると思います。

コメントはいいです。もう時間がないのでいいです。ほかの委員の方で発言されたい方が多分いらっしゃると思います。

○委員 私もお二人の先生と重なるところが多いので、申し上げたいことだけにいたしますが、価値基準の問題につきましては、令和3年の最初に、この審議会でこの大社の問題が起きたときに、私、申し上げたつもりです。価値基準について、ないのであれば、それは島根県がつくるぐらいの気持ちでないと残せませんということは申し上げたと思います。近代遺跡については、私のあくまでも印象ですが、当時の会長も割と県寄りというか、県の立場で御発言を繰り返されて、曖昧だからって、多分最後まとめをされて、私はあのときやっぱり一番問題だったとあっていて、最近ようやくこの問題がこの委員会でも議論されるようになったんですが、どうも、最初に問題になったときに、この問題が重要であるということを県も十分に御認識いただけなかったんじゃないのかなと今でも思っておりますので、価値基準につきましてはぜひとも、今現在、近現代の所在調査をされているので、それを踏まえて、価値基準というものはやっぱり島根県がつくるべきだと私は思っています。他県に例がないからといっていたら、他県ができるまで何もできなくなるので、それはもう島根県が率先してつくるべきじゃないかなと思いますし、それと同じく、やっぱり戦争を考える意味という点では、この構造物が身近に残っているというのはとても大切に、それは消えてしまうとやっぱり訴えるものは相当小さくなりますので、非常に残念だというふうに考えております。ですから、価値基準については、他県の例は当然参照にしなければいけないけれども、島根県が率先してつくっていただきたいと考えております。以上です。

○委員 すみません、私も意見述べさせてください。先に論点のことを言いますと、私は前から、前回のこの審議会で、なぜここが、要するに破壊をして、開発を防げないといえますか、そういう場所として特定できるのかということ、どういう根拠で県が判断されていることになっているのかということ、再三お聞きをしたところだと思いますけれども、まさにそういうことをここでもう一回確認する、そういう話が出るんだろうと思って

来たので、今、委員がおっしゃったように、論点という意味では、やはり経緯から見たら非常に重要な論点などを、何も、何もとは申しませんが、議論することなく先に進められるということについて非常に不本意な思いしております、正直申し上げます。ただ、そのことは置いておこうと思います。今回の件は、旧大社基地の件について、審議会としてどういう臨み方をすべきなのかという、審議会のあり方というものがこの遺跡に関連をして出てきている状況ではないかと思えます。先ほど来問題になっている価値判断基準、これがないのであれば指定できないのではなくて、逆に破壊できないんだと思えます。破壊してはいけないというふうに思っております。そう考えるべきではないでしょうかという意味です。先ほどコンクリートが下から出てきたという話がありました。そういうことを言われる中でも、コンクリート全面が出てきたらというようなことをたしかおっしゃったと思うんですけども、なぜそういうふうに言えるのか、論点はどんどん多くなっているような感じがしますが、そうしたことをやはりちゃんと議論したいというのが審議会の委員の、多分多くの方のお感じになっていることではないだろうかというふうに感じております。

時間がないというところで、こういう非常に重要な議論ですので、あえて今日は申し上げたいんですけど、昨年の3月に、その前の2月の段階で、教育委員会に報告された内容はどんな内容だったかっていうと、審議会の総意ではないからスルーしてよいという書き方をされていたものを教育委員会に報告されたという経緯があったので、私や、当時の有志の委員の方たちが連名で、そういう運用の仕方はやめてほしいと要望書を出しました。私は、本来はこういうことは審議会の中でもきちんと報告していただけるものだと思っていました。ですが、回答もいただいているので、済んだことだということだろうと思えますので、そう割り切ってきたんですけども、もし、今、このままこの会議を今のまま終えれば、我々の審議会というのは総意ではない形、つまり個別の委員の意見がそれぞれ出ているという状態でそれで終わりになってしまう。恐らくは、それは文化財課の事務局の側から見れば、御了解を得たという形に恐らくなるんだろうというふうに感じているんです。そうではないでしょうか。やはり、それは非常にまずいのではないかと、いろいろな委員の方のお話を聞いている中でも感じられてきたことだと思うので、やはり、審議会というのは、その意味で何かの意思表示をちゃんとするというのを、今後すべきではないでしょうか。

この審議会の場でしか皆さんにお会いすることはなかなか難しいですけれども、そうい

うことをこそ審議会場で議論していただけないか。会長さんをお願いをしたいのは、やはり大社基地に絞って私たちの審議会の総意として発信をしていただきたいと。どうされるかはともかくとして、意思表示をきちっとするという意味で、会長さんに少し取りまとめをお願いできないか。内容は、要するに、コンクリートが出ているんだったら、ちゃんと調査をして破壊をしないでくださいと。破壊をしない形のやり方があるのではないかと、さっき他の委員がおっしゃったと思いますけれども、そうしたことを、やっぱり審議会の中でどこか、全部合意する必要はありませんけれども、取りまとめた形で、やはり審議会の総意として、いわゆる意見として申し述べるという形を取るべきではないか。そうしないと、審議会が何のためにあるんだらうかというときの、役割というものが非常に限定されてしまう、そういうことだけだったら審議会が要るのかという、そういう話になるのではないかと思いますので、先ほど私が申し上げたような、コンクリートが出て、要するに路面が実際出ているということは、そこに埋蔵された遺跡が出ているということですから、それを壊さないようにしていただきたいというぐらいのことは審議会の総意として発信してもらえないだらうかというのがお願いです。

○会長 ありがとうございます。非常に重い御発言、ありがとうございます。

○事務局 様々御意見をいただいておりますが、冒頭の挨拶の中で、短い挨拶だったんですけども、あえて一言だけ付け加えなきゃいけないと思って、多様な視点からと申し上げました。審議会の委員の皆様からは、様々な視点から御意見がいただけるものと考えております。事務局が進める事業に対して、賛成もあれば反対もあるかもしれませんし、全委員の方が反対かもしれませんし、一部は賛成いただける、そうではない部分もある、いろんな御意見があって当然だと思っておりますし、県のやり方に全ての皆様が寄り添うような形では審議会の意味がないと言うとちょっと言い過ぎになりますけども、やっぱり反対の意見もいただきながら進めていく、そして、委員の皆様のご専門分野も様々ですので、その様々な角度から意見をいただくべきだらうというふうに思っております。

それで、いただいた意見を決してないがしろにしている訳でもございませんし、委員からは論点2の審議会の役割（あり方）において、諮問への答申だけなのかという御意見もありましたけども、資料が誤解を招くような書き方であったのであればおわび申し上げます。いろんな意見をいただきたいと考えておりますし、事業実施に当たっては、全てが委員の皆様がおっしゃった方向に進めるかどうかというのは、論点1のところでも申し上げましたけども、いろんな制約がある中で、結果としてどうしていくのかというところは、最

終的には県で判断させていただきたいと思ひますし、それに対してきちつと報告をし、御意見もいただく。その中で何ができるかということ、御意見を踏まえた上で進めていきたいというところが、今回一番言いたかったというところでございます。9ページの論点1でありますとか、それから11ページの論点3の最後のところ、主滑走路跡地の保存に關してのところですが、少なくとも記録保存のための調査は実施すると、そのほかに何かできることはないかと書いておりますけども、保存したほうがいいにこしたことはないというのは、恐らく皆さん、これは総意であろうと思ひます。でも、なかなか難しい面がある。じゃあ、今後どうしていくのかというところを我々は全く考えてないわけではなく、今後、調査をしていく中で担当部局と話をしていきたいというふうと思ひているところでございます。その状況は今後もきちつと審議会のほうに報告をしていきますし、それに対しての御意見もいただきたいと思ひておりますので、全ての御質問や御意見の回答にはなっていないですけども、御理解いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○委員 先ほど御提案されたことに対して、それは会長に投げかけられたことであると同時に、審議会の委員、私たちみんなに投げかけられたことですので、そういう意見をどうするかというのをまず先に私たちは取りまとめを考えていただきたいんですけど。今、事務局が言われたことは、それをちょっとそらすような方向の御説明というか、御意見だったと思うので、まずは取りまとめを求める御提案について、私たちは検討すべきじゃないでしょうか、時間が限られていますので。

私は、先に意見を申しますと、御提案は誠に的確だと思ひます。もちろん、もっと時間があれば、それからもっと早い段階であれば、言いたいこと、取りまとめることはいっぱいあると思ひますが、この時点でできることってというのは、せめて私たち今期の審議会の委員で一体何を考えたのか、そして、この大社の問題に關して審議会の総意としてどういうことを議論した中でどんなことをまとめるのか、それを受け入れられるかどうかは別として、審議会として少なくともこういうことを我々は望んでいるんだという案を私は支持したいです。

ほかの委員さんの意見も急ぎ、会長のほうで聞いていただき、そしてぜひ、これは、私はまとめて提出ということにして、私たちの仕事は終えたいなと思ひます。これは賛成の意見です。

○事務局 議長、お願ひします。

○会長 事務局。

○事務局 委員の意見に対して申し上げたわけではないので、先ほどの意見に対しては会長のほうで御検討いただきたいと思います。それで全く構いません。

○会長 実際のところ、皆さんが何考えておられるのかというところは大体想像はできるというところはあるんですけども、それをまとめる機会というのはこれまで多分なかった。まとめて事務局に突きつけろという話ですけども、そこまでやっていいんですか、審議会。恐らくやってもいいんでしょうけれど、それだけの意見を集約するだけの手間と時間がかかります。とても今日まとめるというような訳には多分いかないと思いますし、やっていいのであれば、そのためにも事務局の力をお借りしないとできないと思いますけども、そのほうに進んでいいかどうかということ、まず会長として事務局にお聞きしたいですね。

○事務局 多分、これは事務局側に聞かれることではなく、会長で御判断されるべきことではないかと思います。

ただ一つ思いますのは、前回、前々回、時間の関係もあったかもしれませんが、冒頭で様々な角度から、いろんな視点からというふうに申し上げたんですけども、委員全員の方に御発言いただいていないところが少し気になっています。もし、おまとめになられるのであれば、全委員さんの意見を聞かれるべきではないかと思っております。

○会長 でも、それをこの場でやるわけにも、多分いかないわけですね。それでどうしたらいいかっていうことですけども。

○事務局 提案ですが、例えば会長、副会長で御相談いただいて、方向性を決めていただくみたいなことは、会議後にやっていただくことはできないでしょうか。

○会長 多分、それしかできないと思うんですけど。なかなか一存ではいかないと思いますし、大変時間もかかることだと思いますので。

それでは、この話題はちょっと一旦ここで中断させていただいて、まだ議案が残っておりますので、そちらのほうを優先したいと思いますが、よろしいですか。

○委員 そうしたら、それはどうするかというのは、審議会が終わってからもう一度戻るとのことですね。

○会長 そうですね。

○委員 私、ちょっと時間の兼ね合いで退席しなければいけなくなりそうなので、一言だけ発言させていただければと思います。

行政の役割の中で、ベストを尽くされたということは今まで御説明いただいていた、感

じている部分はしっかりとありまして理解もしていますが、もう決定されているということもお話しされていまして、この結論に対して何かを申し上げたいというよりは、この役割の中で、ルールの中で、できないことが発生したときにどういうスタンスで動かされるのか、取り返しがつかないことが起こった際に、これはしようがないことなんだと捉えてしまうのか、こういう結論になってしまった問題点はどこにあったのか、が明確になれば、また次のステップに進めるんじゃないのかなと思います。致し方ないことだったみたいなお話になってしまうと、また次の問題も同じような問題が起こってしまうんじゃないかなという面で審議をする上で不安になる、一度立ち止まってお話をしなければいけないのではないかという思いが募ってしまうのではないかと。その辺りが、しようがないことだったのか、それとも行政の観点から見ても、やっぱりここはこの時点でこういうふうを考えるべきだったと思われる場所があるのかということ、いま一度議論をするときには教えていただければいいなというふうに思いました。

今まで審議委員の方が言われたことに概ね賛成をしておりますし、それだけはお伝えしておきたいと思いましたが、退席間際ですけれども、発言させていただきました。

○会長 ありがとうございます。

それでは、ここから非公開の議題に行きたいと思えます。

非公開報告事項 事務局説明（島根県指定文化財の指定について）

====ここから非公開=====

====ここまで非公開=====

○事務局 閉会にあたりまして、事務局から御挨拶を申し上げます。

○事務局 本日はお忙しい中、審議会御参加いただきまして、長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

島根県指定文化財の指定につきまして、答申いただきました案件につきましては、明日開催されます島根県の教育委員会会議で議決に付しまして、正式な決定を受けたいと考えております。

また、島根県文化財保護審議会の委員の皆様は、来年、令和6年1月19日をもって満了となります。委員の皆様、この2年間、大変お世話になりました。今後とも、島根県の文化財行政、歴史文化の保存活用につきまして御支援、御指

導を賜りたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。